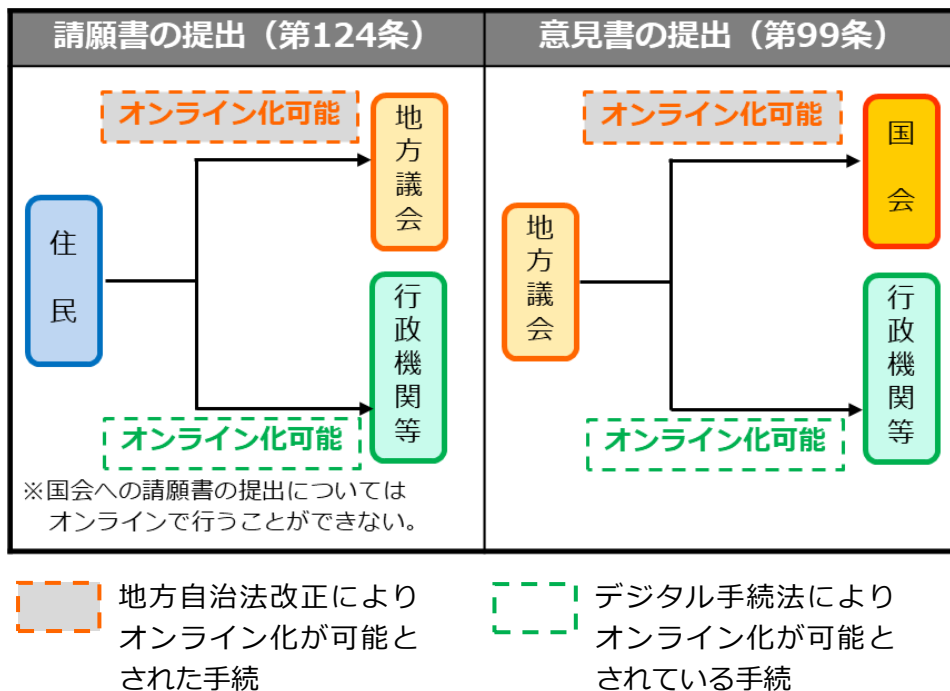


議会に関連する手順のオンライン化に対応した標準会議規則の改正等について

1 背景等

- 第33次地方制度調査会答申（地方議会に関する答申）（令和4年12月28日）
 - ・「住民の議会に対する請願書の提出や、議会から国会に対する意見書の提出など、住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続は、同法（デジタル手続法）の適用対象外とされている。」
 - ・「多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続についても、一括して、オンラインにより行うことを可能とするべき」
- 答申を踏まえて、地方自治法（以下「法」という。）が改正され、議会に係る手続のオンライン化が可能とされた（令和6年4月1日施行）。

法改正によりオンライン化が可能となる主な手続



- 議会に係る手続のオンライン化を実現するためには、各議会において会議規則の改正等が必要となるため、議会運営等問題協議会（各ブロック1名の事務局長で構成）において、次のとおり、標準会議規則の改正案等を取りまとめた。
 - ① 標準都道府県議会会議規則改正案
 - ② 標準都道府県議会委員会条例改正案
 - ③ 標準都道府県議会傍聴規則改正案
 - ④ 都道府県議会デジタル手続条例（例）案

2 改正の概要

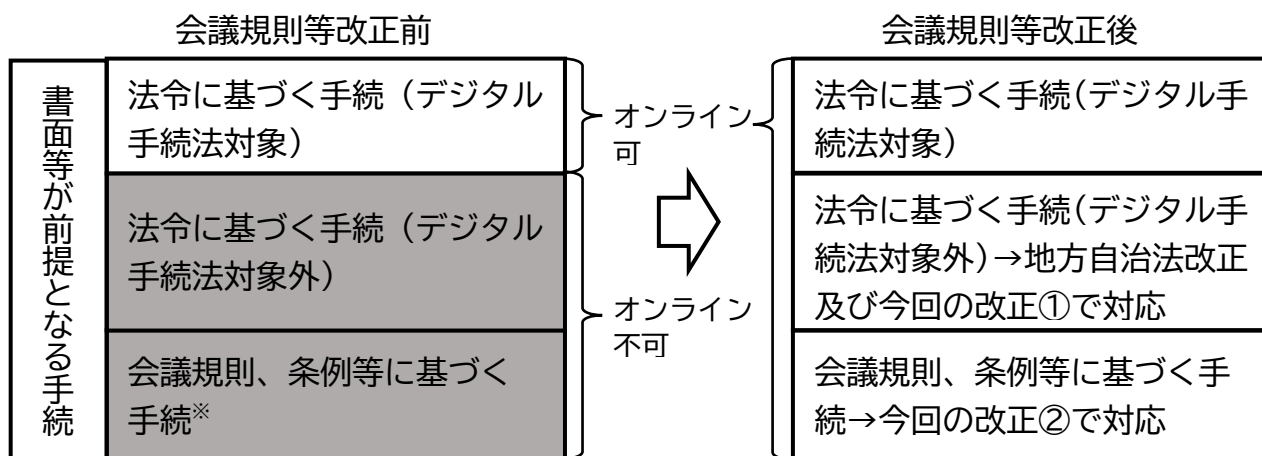
○ 議会に係る手続について一括してオンラインによることを可能とする観点から、標準会議規則等について、次のとおり改正を行うこととした。

① 法改正によりオンライン化可能となった手続（請願、意見書等）

→標準会議規則等で書面等が要求されている場合でも、オンライン化を可能とする。

② 会議規則等や条例等の規定により、書面等を前提とする手続（委員会報告書等）

→会議規則等・デジタル手続条例等の改正等により、オンライン化を可能とする。



※ デジタル手続条例の対象となるものはオンライン可

③ その他所要の改正（現在の社会情勢に照らした文言調整・規定ぶりの見直し等）

3 改正によりオンライン化が可能となる主な手続

手続	地方自治法	会議規則
国会に対する意見書の提出	第 99 条	
政務活動費に係る収支報告書の提出	第 100 条第 15 項	
出席催告		第 13 条
議員による議案の提出	第 109 条第 7 項	第 14 条第 1 項
委員会による議案の提出	第 112 条第 3 項	第 14 条第 2 項
議事日程の配布		第 20 条本文
選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付	法第 118 条第 6 項	第 31 条第 4 項
委員会報告書の提出		第 39 条
発言通告書の提出		第 50 条第 1 項
一般質問の要旨の通告		第 60 条第 2 項
少数意見報告書の提出		第 75 条第 2 項
委員会報告書の提出		第 76 条
請願書の提出	第 124 条	第 88 条第 3 項
請願文書表の配布		第 89 条第 1 項
議員の資格決定に係る決定書の交付	第 127 条第 3 項	第 107 条
懲罰動議の提出		第 116 条第 1 項
欠席議員に対する招状の発出	第 137 条	

標準都道府県議会会議規則新旧対照表

現行	改正後
目次 第一章～第十七章 略 第十八章 補則（第百三十条） 附則	目次 第一章～第十七章 略 第十八章 補則（第百二十九条の二―第百三十条） 附則
（会議時間）	（会議時間）
第九条 会議時間は、午 ○時から午後○時までとする。 <u>ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上げ又は延長することができる。</u>	第九条 会議時間は、午 ○時から午後○時までとする。
<u>2 会議時間の繰上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用い</u> <u>ないで会議に諮って決める。</u>	<u>2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、</u> <u>会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員</u> <u>○人以上から異議があるときは、討論を用い</u> <u>ないで会議に諮って決</u> <u>める。</u>
（新設）	<u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急</u> <u>を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知す</u> <u>ることにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。</u>
<u>3 会議の開始は、号鈴で報ずる。</u>	<u>4 会議の開始は、号鈴で報ずる。</u>
（開票及び投票の効力）	（開票及び投票の効力）
第三十一条 略	第三十一条 略
2・3 略	2・3 略
（新設）	<u>4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必</u> <u>要な事項は、議長が定める。</u>
（発言の通告等）	（発言の通告等）
第五十条 略	第五十条 略
2～4 略	2～4 略

5 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。	5 通告した者が欠席したとき(第六十一条の二の規定により質問するときを除く。)又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないとき(同条の規定により質問するときを除く。)は、通告は、その効力を失う。
	(質問の特例)
(新設)	第六十一条の二 議場に現在しない議員について次に掲げる場合に該当すると議長が認めるときは、当該議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、質問することができる。 二 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができない事由により出席が困難である場合 二 育児、介護その他のやむを得ない事由により出席が困難である場合
(議長への通知)	(議長への通知)
第六十四条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。	第六十四条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所(法第九十九条第九項の規定による条例の規定により全ての委員が委員会に出席するものとみなされる場合はその旨)、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
	(資格決定の通知)
第七百七条 削除	第七百七条 法第二百二十七条第三項の規定により準用される法第一百八十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。
(携帯品)	(携帯品)
第九百九条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。	第九百九条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。
(会議録の記載事項)	
第二百二十四条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。	第二百二十四条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。
一・二 略	一・二 略
三 出席及び欠席議員の氏名	三 出席議員及び欠席議員の氏名(第六十一条の二の規定により質問した議員とそれ以外の議員とを分けて記載すること。)

四～十五 略	四～十五 略
2 略	2 略
<u>〈第二百二十四条参考〉〔電磁的記録により作成する場合の例〕</u>	(削除)
<u>〈第二百二十五条参考〉〔電磁的記録により作成する場合の例〕</u>	(削除)
<u>〈第二百二十六条参考〉〔電磁的記録により作成する場合の例〕</u>	(削除)
<u>〈第二百二十七条参考〉〔電磁的記録により作成する場合の例〕</u>	(削除)
第十八章 補則	第十八章 補則
	(電子情報処理組織による通知等)
(新設)	第二百二十九条之二 <u>議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u>
	2 <u>議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u>
	3 <u>前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用す</u>

	る。
	<p>4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十条、第四十条第三項、第八十九条第一項、第九十条第一項及び第二百五条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</p>
	<p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項及び次条第三項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</p>
	<p>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。</p>

	(電磁的記録による作成等)
(新設)	第二百二十九条の三 この規則の規定(第二十八条第一項(第八十四条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
	2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

標準都道府県議会委員会条例新旧対照表

現行	改正後
(委員長及び副委員長がともにないときの互選)	(委員長及び副委員長がともにないときの互選)
<p>第七条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。</p>	<p>第七条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所 <u>(第十二条の二第二項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第二十一条第二項において同じ。)</u> を定めて、委員長の互選を行わせる。</p>
2 略	2 略
	<u>(出席の特例)</u>
(新設)	<p>第十二条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(次項において「オンラインによる方法」という。)によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。</p> <p>一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</p> <p>二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</p>
	<p>2 前項の規定によりオンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。</p>
	【参考例】(開会の特例)
	<p>第十二条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)によつて、委員会を開会することができる。</p> <p>一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</p>

	二 <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u>
	2 <u>前項の規定により委員会が開会される場合において、委員は、当該委員会でオンラインによる方法によつて発言その他の行為をするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u>
	3 <u>第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法によつて発言その他の行為をする議員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u>
<u>(傍聴の取扱い)</u>	<u>(委員会の公開の原則)</u>
第十六条 <u>委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</u>	第十六条 <u>委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。</u>
2 <u>委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u>	<u>(削除)</u>
<u>(秘密会)</u>	
第十七条 <u>委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</u>	第十七条 <u>削除</u>
<u>(秩序保持に関する措置)</u>	<u>(秩序保持に関する措置)</u>
第二十条 略	第二十条 略
2・3 略	2・3 略
<u>(新設)</u>	4 <u>委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u>
<u>(意見を述べようとする者の申出)</u>	<u>(意見を述べようとする者の申出)</u>
第二十二条 <u>公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。</u>	第二十二条 <u>公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。</u>
<u>(新設)</u>	2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u>
<u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u>	<u>(代理人又は文書等による意見の陳述)</u>
第二十六条 <u>公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この</u>	第二十六条 <u>公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができな</u>

限りでない。	い。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
(記録)	(記録)
第二十七条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。	第二十七条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。
2 略	2 略
	<u>3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</u>

標準都道府県議会傍聴規則新旧対照表

現行	改正後
(新設)	<p>(電子情報処理組織による傍聴券の交付等)</p> <p>第十条の二 議長は、第五条の規定による傍聴券の交付又は第七条の規定による傍聴証／章の交付に代えて、議長が定めるところにより、会議を傍聴しようとする者の承諾を得て、傍聴券又は傍聴証／章に記載すべき事項を議長が定める電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその交付の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び第三項において同じ。）を使用する方法により提供することができる。この場合において、議長は、傍聴券又は傍聴証／章を交付したものとみなす。</p>
	<p>2 前項の規定により傍聴券又は傍聴証／章の交付を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合において、第五条中「会議当日議会事務局所定の場所／受付で先着順により」とあるのは「議長が定めるところにより」と、第八条及び第九条中「傍聴券又は傍聴証／章を提示しなければならない」とあるのは「第十条の二第一項の規定による提供を受けたことについて、議長が定める方法により確認を受けなければならない」とする。</p>
	<p>3 第一項の規定により傍聴券又は傍聴証／章の交付を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、第六条及び前条の規定は適用しない。</p>

情報通信技術を活用した都道府県議会の活動の推進に関する条例（例）

令和5年10月17日

（目的）

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した議会の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例等 条例（都道府県議会委員会条例（昭和〇年都道府県条例第〇号）を除く。）並びに議会又は議長の定める規則及び規程（都道府県議会会議規則（昭和〇年都道府県議会規則第〇号）及び都道府県議会傍聴規則（昭和〇年都道府県議会規則第〇号）を除く。）をいう。
- 二 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 三 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 五 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき議会又は議長若しくは議員若しくは議会の事務局の職員であって条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）に対して行われる通知をいう。
- 六 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- 七 縦覧等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- 八 作成等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- 九 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定に

かかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入証紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって議長が定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（議員に対する処分通知等であって議長が定めるものにあつては、当該ファ

イルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第七条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- 一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして議長が定めるもの 第三条から前条までの規定
- 二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第三条第一項又は第四条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第三条及び第四条の規定
- 三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第五条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第五条及び前条の規定
(添付書面等の省略)

第八条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の議長が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議会等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した措置であって当該書面等の区分に応じ議長が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。
(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のために必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、○年○月○日から施行する。